

(重要)

☞ 京都市内の事業者の皆様のみ

令和5年4月1日から

液化石油ガス法の申請・届出窓口 変わります！！

京都府知事が行う「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る事務が、**京都市長**に権限移譲されます。

これに伴い、**京都市内の液化石油ガス**に関する申請等の窓口が、京都府から、**京都市消防局予防部指導課**に変更されます。
(令和5年4月1日から)

(京都府から京都市へ所管変更される事業者と事務(主なもの))

販 売 事 業 者	京都市内にのみ 「販売所」を設置して販売事業を行う場合	京都市へ
保 安 機 関	「保安業務の対象となる消費者にガスを販売する販売店」が 京都市内にのみ ある場合	京都市へ
許 可	「貯蔵施設」、「特定供給設備」、「充填設備」が 京都市内 にある場合	京都市へ
特定液化石油ガス設備工事事業者届出	「事業所」の所在地が 京都市内 にある場合	京都市へ
液化石油ガス工事届出	京都市内 に所在する建築物に設置した場合	京都市へ
立 入 檢 查	上記の事業者や施設等が対象	京都市へ

※上記の項目以外は、これまでどおり国又は京都府が所管します。

注意

☞ 「試験」、「免状交付」、「各種講習」の一部の事務は、これまでと変わりません！

※ 詳細は高圧ガス保安協会 又は 京都府 LP ガス協会に御確認ください。

☞ **京都市では、申請等に必要な手数料は、「現金」又は「納入通知書」により受け付けてあります。**

申請等の窓口 : 京都市消防局予防部指導課 2階事務室 (075-212-6690)
(令和5年4月1日から) 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2

お問い合わせ先：京都市消防局予防部指導課（保安担当） 電話：075-212-6690